

事務連絡
令和6年7月25日

各
〔
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市
〕
障害児支援主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

「地域における児童発達支援センター等を中核とした
障害児支援体制整備の手引き」について

障害児支援行政の推進につきまして、日頃より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、児童発達支援センターが「地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関」と位置付けられたことを踏まえ、その役割の実現に向けた具体的な手法等に関して、「障害児通所支援に関する検討会」報告書（令和5年3月28日）において、「国は、中核拠点型の児童発達支援センターがその機能を十分に発揮できるよう、（略）児童発達支援センター向けのスタートアップマニュアルを策定」とするとともに、「国は地域分析や中核拠点型児童発達支援センターの広域設置等も含めた体制整備に資する具体的な手引きを作成」することとされたところです。

こうした背景の下、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「児童発達支援センターの中核的機能スタートアップマニュアル等作成に関する調査研究」において、児童発達支援センター等が地域の中核機能を発揮するために必要な内容や、地域の体制整備に必要な内容の整理・検討が行われ、「児童発達支援センター等の中核機能発揮に向けたマニュアル（案）」が作成されたことを踏まえ、今般、児童発達支援センター等が地域において中核機能を発揮するために必要な内容等をまとめた「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」を別添のとおり作成しました。

つきましては、都道府県等におかれましては、本手引きを御了知の上、管内市町村及び児童発達支援センターを始めとする障害児通所支援事業所へ周知を行っていただくとともに、都道府県及び市町村におかれましては、地域の支援ニーズや地域資源の状況等も踏まえ、それぞれの地域に応じた形で中核機能が発揮

されるよう取組を進めて頂きますようお願いいたします。

なお、本手引きの概要及び要点について、別紙1及び別紙2のとおり取りまとめておりますので、併せてご参照下さい。